

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	令和7年10月20日 (第3回)
目標年度	令和12年度
市町村名 (市町村コード)	大崎市 (04215)
地域名 (地域内農業集落名)	三本木地域 (齊田、音無、坂本、蟻ヶ袋、伊賀、南町、仲町、北町、南谷地、桑折、秋田、 上伊場野、蒜袋、多田川、高柳、門梨、鉄炮町、川井、上沢、上沖、下沖、 中谷地、上宿、下宿)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	1434 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	1338 ha
② 田の面積	1326 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	108 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	104 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	129 ha
(参考)区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	650 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	467 ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するよう努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

三本木地域では、集落営農組織等による大豆等の生産調整作物を中心に、水稻を含めた担い手への農地集積が進められ、園芸や畜産との複合経営が行われている。 また、複数の集落や他地区にわたって作業を受託する農業者もあり、更なる経営規模拡大に繋がる農業経営が見られる。 その一方、高齢化によって、出し手農家の増加が見込まれることや、山間部の農地は耕作条件が悪く、未整備地となっており、遊休農地化が増加傾向にあるため、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者の確保や地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

関係機関と連携し、水稻と転作大豆による土地利用型の農業経営を中心に、消費者ニーズを捉えた高収益作物の栽培による産地交付金等の活用や生産性の高い畜産経営を推進し、営農体制の強化を図ることで、農業所得の増加と安定した農業経営の確立を目指す。 また、たい肥の有効活用や稻わらのすき込み等による土づくりを行う循環型農業を推奨し、高品質で多収栽培の方法を後継者へ継承する。 さらには、本地域の農業を守り発展させていくため、意欲をもった農業者に様々な研修等への参加を促し、栽培技術や農業経営に係る知識の向上を図るほか、露地、施設栽培の地域農産物の加工品開発や新たな販路を開拓し、6次産業化による地域農業の振興を目指す。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針については、農地バンクへの貸付けを進めつつ、担い手への農地の集積、集約化を基本としつつ、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。

(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	41 %	将来の目標とする集積率	80 %
--------	------	-------------	------

(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標

担い手が利用する農地面積の団地数及び面積は、127個所、平均185.5a(令和6年度時点)
団地面積の拡大を進める。(令和12年度)

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組

地区的農業委員または農地利用最適化推進委員を調整役として、認定農業者や新規就農者、法人等の担い手へ農地中間管理機構を活用した農地集積を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方法

担い手がコスト縮減や効率的に農作業を行うためには、地域内に点在している農地の集約化を図ることが必要であることから、農地中間管理機構を活用し、担い手の経営意向を踏まえたうえで、段階的に集約化を推進する。

(3) 基盤整備事業への取組

排水施設、農道などの土地改良施設の老朽化に対する日常的な点検を行うなど、長寿命化対策を実施する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組

認定農業者や認定新規就農者はもとより、転職や法人化により規模拡大等を目指す様々な経営体を確保、育成するため、JAや県、農業委員会等の関係機関と連携して支援を行う。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

古川農作物病害虫防除協議会による無人ヘリコプターを活用し、対象作物への防除作業を実施することで効率化を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/> ④畠地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

①捕獲従事者の育成、確保を推進し、捕獲活動の一層の強化を図るとともに、農地への電気柵設置などの鳥獣被害防止や鳥獣の捕獲等、新たな技術や有効とされる対策について研究を進め取り組む。

②環境との共存を目指す環境共存型栽培を基本とし、慣行栽培から減農薬、減化学肥料栽培への作付けシフト及びJAS有機への誘導を推進する。

③ドローンによる農薬散布、自動操舵システムによる省力化等、スマート農業に取り組んでいく。

④(畠地化)水張りが困難な農地について、今後畠地化推進事業を活用し、畠地化への切替えについて検討を進めていくが、対象農地については団地化された農地であることが必要であるため、生産組合、担い手農家への集積化を進める。

⑤園芸作物生産の省力、低コスト化を推進して生産を拡大するとともに、ブランド商品の開発などによる有利販売を推進する。また、気候の変動などを見越した品目、品種変更の検討資料となる情報の提供を行う。

⑦多面的機能支払交付金事業を推進し、農地、水路、ため池、農道等の農山村地域の資源として農村環境の保全を図る。また、多面的機能の一層の発揮を促進するため、多面的活動組織の拡大や広域化に向けた啓発に努める。

⑨米の消費減退等による更なる生産調整規模の拡大が予想される中で、産地交付金を活用し団地化を推進するとともに水田の有効利用と耕畜連携の観点から、構成員以外の畜産農家との利用供給体制を推進し、収穫物の効果的利用と良質な粗飼料確保を目指す。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者（農協を除く）は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2.「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3: 農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4. 作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)	うち計画同意者数(人・%)
-------------	---------------

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。